

「明石市みどりの基本計画」(素案)への 意見公募手続(パブリックコメント)について

1 計画改定の趣旨等

みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に規定されたもので、みどりの保全や緑化の推進について、本市の将来像や、その実現に向けた施策などを定める計画です。

2010年度に改定されて以降、社会情勢が変化していることなどから、計画の改定(計画期間:2025年度~2034年度)に向けて、下記のとおり計画の素案に対する意見公募を行います。

2 意見公募手続について

(1)募集案件

「明石市みどりの基本計画」(素案)

(2)募集期間

2025年3月15日(土)~2025年4月16日(水)(必着)

(3)意見を提出できる方

- ①市内にお住まいの方
- ②市内に事務所又は事業所を有されている方
- ③市内に通勤又は通学されている方
- ④市内において事業活動や市民活動を行う方又は団体

(4)資料の閲覧場所等

①窓口での閲覧

執務時間内(下記※参照)であれば、下記の場所で資料を閲覧することができます。

ア 都市局都市整備室緑化公園課(本庁舎7階)

イ 行政情報センター(本庁舎1階)

ウ 大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター(各市民センター)

エ あかし総合窓口(パピオスあかし6階)

※ 執務時間について

	執務時間
ア 都市整備室緑化公園課	平日の8時55分~17時40分
イ 行政情報センター	平日の8時55分~17時40分
ウ 各市民センター	平日の8時55分~17時15分
エ あかし総合窓口	平日の9時00分~20時00分 土日祝日(第3日曜日を除く)の9時00分~17時15分

②市ホームページ

市ホームページの「意見公募手続(パブリックコメント)」の意見募集を行っている案件のページから資料をダウンロードすることができます。

(5)意見の提出方法及び提出先

書式は自由ですが、参考に「意見提出様式」を市ホームページに掲載しています。

意見を提出される方の「住所・氏名・年齢・電話番号」(法人等の場合は、団体の名称及び代表者の氏名)を必ず記入し、以下の方法でご提出ください。

①郵送の場合

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号 明石市都市局都市整備室緑化公園課 あて

②ファックスの場合

FAX(078)918-5109

明石市都市局都市整備室緑化公園課 あて

※送信後、TEL(078)918-5039 へ着信確認をお願いします。

③電子メールの場合

アドレス:kouen@city.akashi.lg.jp

④持参の場合(受付時間 平日の執務時間内 8時55分～17時40分)

明石市都市局都市整備室緑化公園課(市役所本庁舎7階)

(6)注意事項

①電話等による口頭でのご意見は受け付けません。

②上記(5)の①～④のすべてにおいて、「明石市みどりの基本計画」(素案)への意見であることを明記してください。

③提出いただいたご意見への個別の回答は行いませんのでご了承ください。受け付けたご意見に対する市の考え方については、後日、市のホームページにて公表します。

④提出いただいたご意見は返却いたしません。

(7)個人情報の取り扱いについて

①提出いただいたご意見は、住所、氏名、団体名などの権利利益を害する恐れがある情報等公表することが不適切なものを除き、ホームページ等で公表します。

②個人情報については、明石市個人情報保護条例に基づき、他の目的には使用しないなど、厳重に取り扱います。

③住所・氏名・電話番号は、提出いただいたご意見の内容を確認させていただく際に必要なため、ご記入をお願いします。

(8)お問い合わせ先

明石市都市局都市整備室緑化公園課(市役所本庁舎7階)

TEL(078)918-5039(直通)